

Q 医療ADR どんな機関？

急病で病院へ救急搬送され、一命は取りとめたものの、重い後遺症が残ってしまいました。担当医からは「後遺症は合併症が原因で生じたもので、治療に問題はなかった」と説明を受けましたが、医療ミスではないかという疑問が消えません。知人に相談したところ、「医療ADR」という機関があると聞きました。どのようなところでしょうか。



ADRは「裁判外紛争解決手続き」のことで、第三者が関与して、裁判を起さずに民事上の紛争の解決を目指します。手続が厳格に定められている裁判とは異なり、柔軟な運用によって、当事者のニーズに応じた紛争解決が図れるというメリットがあります。ADRのうち、医療行為に起

は、患者側は裁判を起すことも考えられます。しかし、裁判はあくまで法的な争点（過失や因果関係の有無など）の判断に必要な範囲で事実を認定するものであり、患者側が求める「真相究明」がなされるとは限りません。また、裁判では金銭賠償が原則とされており、「きちんと説明

「紛争解決支援センター」を発足させ、医療ADRを含むADRを幅広く実施しています。弁護士が「あっせん人」として話し合いによる解決を支援しますが、医療紛争では、医師である「専門委員」が選任され、医学的知見の提供も行います。相談者のようなケースでは、担当医の説明内容が医

患者が説明要求可能に

因した紛争（医療紛争）を対象としたものを医療ADRといえます。

患者に死亡や後遺症などの予想外の悪い結果が生じた場合、患者やその家族と医療機関の間で、医療ミスがあったか否かを巡って紛争が生じることがあります。双方の話し合いで解決をするのが理想ですが、話し合いがまとまらない場合

をしてほしい」「再発防止を徹底してほしい」などの請求は認められません。そこで注目されているのが医療ADRです。ADRのメリットを生かして、患者が医療機関に対し、説明を求めるといった申し立ても可能です。必要な費用も裁判手続きに比べれば少なく済むことがほとんどです。

そこで注目されているのが医療ADRです。ADRのメリットを生かして、患者が医療機関に対し、説明を求めるといった申し立ても可能です。必要な費用も裁判手続きに比べれば少なく済むことがほとんどです。

「再発防止を徹底してほしい」などの請求は認められません。そこで注目されているのが医療ADRです。ADRのメリットを生かして、患者が医療機関に対し、説明を求めるといった申し立ても可能です。必要な費用も裁判手続きに比べれば少なく済むことがほとんどです。

「再発防止を徹底してほしい」などの請求は認められません。そこで注目されているのが医療ADRです。ADRのメリットを生かして、患者が医療機関に対し、説明を求めるといった申し立ても可能です。必要な費用も裁判手続きに比べれば少なく済むことがほとんどです。

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会は昨年10月に

（回答＝山口祐輔弁護士）